

## 職務内容書

### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人国民生活センターは、消費者基本法第 25 条において、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとされている。

消費者を取り巻く環境をみると、オンライン取引の拡大、高齢化の進行、成年年齢の引下げ、孤独・孤立問題の深刻化等の変化がみられ、これに伴って消費者トラブルは複雑化している。これらの諸課題に対し、国民生活センターは、消費生活相談に関するデジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推し進めるなど、デジタル技術をフル活用し、「情報」や「知見」をもとに、効率的で質の高いサービスを提供していくことが求められている。

今回の公募ポストである理事長は、国民生活センター全体を統括し、中期目標、中期計画及び各年度計画に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行することとなるが、上記のような要請に応えるべく、事業の効率化や組織ガバナンスの強化を通じ、その機能の充実を図っていくことが求められ、高いマネジメント能力と、行政機関等との高度な調整能力、業務遂行能力が必要となる。

### 1. 機関名：独立行政法人国民生活センター

#### （法人の業務概要）

国民生活センターは、昭和 45 年に特殊法人としてスタートし、平成 15 年に独立行政法人国民生活センター法（平成 14 年法律第 123 号）により設立された消費者庁所管の独立行政法人である。その主な業務内容は以下のとおり。

- （1）国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。
- （2）国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。
- （3）前 2 号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。
- （4）国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。
- （5）国民生活に関する情報を収集すること。
- （6）重要消費者紛争の解決を図ること。
- （7）特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 2 条第 10 号に規定する特定適格消

費者団体をいう。)が行う同法第 56 条第 1 項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てること。

(8) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## 2. ポスト：理事長

(任期：令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日)

※独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 21 条第 1 項等の規定に基づき、任命の日から現に内閣総理大臣が国民生活センターに指示している中期目標の期間の末日まで。

## 3. 職務内容

理事長は、内閣総理大臣の定める中期目標及びその達成のために法人が定める中期計画に基づき、法人を代表して法人全体の業務を総理する。(常勤職員非常勤職員計約 300 名) 具体的には以下のとおり。

### (1) 組織運営の総括

法人の業務が全体として適正かつ効率的に遂行されるよう、高度な見識と知見を踏まえ、組織運営を総括する。

### (2) 業務の総括

各部署において業務が適正かつ効率的に遂行されるよう、役員及び職員に対する確かな指揮監督を行う。

### (3) 外部関係機関との連携

国や地方公共団体等の関係機関と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

## <各部署における具体的業務>

### (1) 相談

- ・ 消費生活センター等では解決困難な相談の処理方法等をアドバイス〔経由相談〕
- ・ 「消費者ホットライン」で最寄りの消費生活センター等に繋がらなかった相談の受付〔平日バックアップ相談等〕
- ・ 相談に基づく注意喚起、制度等に関する改善要望

### (2) 相談情報の収集・分析・提供

- ・ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）を通じた相談情報の収集・分析
- ・ 相談情報に基づく情報提供（報道機関からの取材、国会・中央省庁、警察、裁判所、弁護士会、適格消費者団体からの照会等

(3) 商品テスト

- ・ 消費生活センター等における苦情相談解決のためのテスト
- ・ 被害の未然防止・拡大防止の注意喚起のためのテスト
- ・ 注意喚起のためのテストに基づく商品改善、規格・基準等に関する改正要望

(4) 広報・啓発

- ・ 記者説明会の開催により消費者に対し注意喚起情報等を提供
- ・ 出版物、リーフレット、ホームページ等を通じた広報・啓発及び地方消費者行政事業等を支援

(5) 教育研修・資格制度

- ・ 消費生活センター等の消費生活相談員や行政職員等の能力向上のための研修
- ・ 登録試験機関として、平成 28 年度から「消費生活相談員資格試験」（国家資格取得のための試験）を実施

(6) 裁判外紛争解決手続（ADR）

- ・ 「重要消費者紛争」の適切・迅速な解決に向けた裁判外手続を実施
- ・ 手続の結果概要を公表

(7) 適格消費者団体支援

- ・ 特定適格消費者団体が申立てをする消費者被害回復のための仮差押命令の担保を立てる事務を実施
- ・ その他、適格消費者団体に対する支援

(8) デジタル化の推進

- ・ PIO-NET の刷新など消費生活相談のデジタル・トランスフォーメーションの推進
- ・ オンライン研修、テレワークなど業務のデジタル化の推進

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で 70 歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・ 法人が行う業務を的確に遂行できる十分な能力及び消費者行政に対する高度な知見や理解を有するとともに、職責を果たす熱意及び責任感を有していること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、100 人規模の組織を管理する十分な経験及び能力を有していること。
- ・ 国や地方公共団体等の関係機関との間で、円滑な連携関係を維持発展させることができる十分な能力及び知見を有していること。

## 5. 勤務条件

### (1) 勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：独立行政法人国民生活センター  
東京事務所（東京都港区高輪3丁目13番22号）  
相模原事務所（神奈川県相模原市中央区弥栄3丁目1番1号）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与：年収（約1,800万円）  
（令和3年度実績。俸給、職責手当、通勤手当、特別手当及び業績給）
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（1回）
- ・ 危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり

### (2) 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
  - ① 一次選考（書類選考：履歴書、自己アピール文書及び職務経歴書等）
  - ② 二次選考（面接審査）  
※面接会場は消費者庁（東京都千代田区）を予定（交通費は自己負担）
  - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て内閣総理大臣が任命

## 6. 応募方法

### (1) 応募書類

以下の応募書類は全て一括で以下の（3）に記載の期日までに郵送ください。別送は不可とさせていただきます。なお、応募書類については、一切返却しませんので予め御了承ください。

#### ①履歴書

- ・ 顔写真（3か月以内に撮影）を貼付すること。
- ・ 学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。
- ・ 連絡用の携帯電話番号及び電子メールアドレスを記入すること。

#### ②自己アピール文書

- ・ A4（40文字×40行）で2枚以内。
- ・ 自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。

#### ③職務経歴書

- ・ これまでの職務の経歴について、法人名・所属部署・役職名を記載するとともに、それぞれについて、当該職務の内容、職責等を別添として添付すること。

### (2) 応募先

(郵送の場合)

〒100-6178 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁総務課人事企画室人事企画係

※ 封筒の表面に「独立行政法人国民生活センター理事長応募書類在中」と朱書きして下さい。

(その他の場合)

郵送以外を希望される方はお問い合わせください。

(3) 応募期限

令和4年12月15日(木) 必着

## 7. 欠格事由等

通則法第22条に規定する役員の欠格条項に該当する者は理事長になることができません。

また、通則法第50条の3の規定により、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

### 【参考】

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(役員の欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の兼職禁止)

第五十條の三 中期目標管理法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

## 8. 問合せ先

(公募の手續に関する問合せ先)

消費者庁総務課人事企画室人事企画係(担当:宮崎、吉井)

電話番号:03-3507-9152

(職務内容、勤務条件に関する問合せ先)

(独)国民生活センター総務部総務課(担当:小林、原田)

電話番号:03-3443-8309

このほか、役員の職務・権限等については、通則法第二章の規定を御参照下さい。

URL: [http://www.cas.go.jp/jp/doppou\\_koubo/tsuusokuhou\\_bassui.html](http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html)